

受講手続き案内

職長・安全衛生責任者教育

労働安全衛生法第60条により、事業者は「新たに職務につくことになった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）」に対し同法及び同施行規則第40条に定める安全又は衛生の項目についての教育を行わなければならないことが義務付けられております。

なお、建設業等においては職長が「安全衛生責任者」に選任されることが多いため、「安全衛生責任者」になるための教育を併せて実施します。

1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり

※ 職長教育のみか安全衛生責任者教育の両方を受講されるかの区分は必ず明記

② 場所 当協会講習場：小城市三日月町堀江1721

講習場への地図、受講するために用意する物等の注意事項は申込書の2ページ目に掲載いたしておりますので、受講される方へ必ずお渡しください

2 定員 50名（定員になり次第締め切ります。）

3 講習科目・時間・受講料（申込書の2ページ目に掲載）

4 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください）

(1) 持参の場合 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。

(2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地（一社）佐賀県労働基準協会（☎0952-37-8277）

(3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります。

※ 前記③は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

【振込口座】

佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652

（社）佐賀県労働基準協会
（シャ）サガケンロウドウキョウギンキョウカイ

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの **ネットから講習申込** から申し込み出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email : kosyusakikyo@lib.bbq.jp



6 注意事項

(1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。

ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。

(2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。

(3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの（申込書の次頁に掲載）と一緒に受講される方に必ず、お渡しください。

(4) テキストは初日に配布します。

(5) 当日のお申し込みは受理いたしません。